

令和6年度 浜松市道路橋定期点検業務 仕様書

第1条（目的）

本業務は、浜松市（以下、「委託者」という。）が管理する道路橋（以下、「橋梁」という）について、常に良好な状態に保全し、安全かつ円滑な交通を確保するとともに、点検結果から得られる情報を基に、効率的な維持管理が行えるよう、道路法に基づく定期点検を行うものである。

第2条（適用する基準等）

本業務は、本仕様書によるほか、下記に記載する法令及び規則等に基づき実施する。

なお、履行期間中に規則等の改定・更新等が行われた場合及び各要領等に相違が生じた場合には、監督員と協議のうえ、監督員の指示に従うものとする。

1. 浜松市土木工事関連業務委託共通仕様書
2. 浜松市道路橋定期点検業務積算資料（令和6年12月 浜松市土木部道路保全課）
3. 浜松市橋梁維持管理・更新等ガイドライン（平成31年3月 浜松市土木部）
4. 浜松市橋梁点検要領（令和3年3月 浜松市土木部）【以下、市点検要領】
5. 道路橋定期点検要領（令和6年3月 国土交通省 道路局）【以下、国点検要領】
6. 橋梁定期点検要領（令和6年7月 国土交通省 道路橋 国道・技術課）【以下、国直轄要領】
7. その他関連基準

第3条（点検区分）

道路橋（重点管理路線上の橋梁）は定期点検（1）の点検を、道路橋（その他の路線上の橋梁）は定期点検（2）の点検を実施するものとする。

第4条（管理技術者）

受託者は、管理技術者として、以下のいずれかの資格を有する者を配置し、委託者に通知しなければならない。なお、管理技術者は業務代理人及び主任技術者を兼務することができる。

1. 技術士（総合技術監理部門：建設）
2. 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート、または道路）
3. 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程に基づき、橋梁（鋼橋）の点検及び診断の担当技術者、または橋梁（コンクリート橋）の点検及び診断の担当技術者として技術者資格登録簿に登録された資格

第5条（担当技術者）

受託者は、本業務の施行にあたり、点検に従事する担当技術者として橋梁検査員と橋梁点検員を各1名以上定めるものとする。担当技術者は、定期点検を実施するものとし、それぞれ以下の資格要件等を有する者とする。なお、担当技術者のうち、橋梁検査員は、管理技術者を兼務することができる。ただし、橋梁検査員は、橋梁点検員を兼務することができない。

1. 定期点検の担当技術者の資格要件等

定期点検に従事する担当技術者は、「構造区分別の性能の見立て」、「特定事象の有無の見立て」及び「健全性の診断」を行う橋梁検査員、「損傷程度の評価」を行う橋梁点検員から成り、以下のいずれかの資格を有する者とする。

(1) 橋梁検査員

- 1) 技術士（総合技術監理部門：建設）
- 2) 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート、または道路）
- 3) 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程に基づき、橋梁（鋼橋）の点検及び診断の担当技術者、または橋梁（コンクリート橋）の点検及び診断の担当技術者として技術者資格登録簿に登録された資格
ただし、資格に応じた橋種のみ点検及び診断が可能

(2) 橋梁点検員

- 1) 技術士（総合技術監理部門：建設）
- 2) 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート、または道路）
- 3) 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程橋梁（鋼橋）の点検の担当技術者、または橋梁（コンクリート橋）の点検の担当技術者として技術者資格登録簿に登録された資格
ただし、資格に応じた橋種のみ点検及び診断が可能
- 4) 道路橋（その他の路線上の橋梁）の定期点検においては、大学の土木関連学科を卒業したもので橋梁に関する3年以上の実務経験を有する者、また、大学の土木関連学科以外及び短大、高専、高校卒業のもので橋梁に関する5年以上の実務経験を有する者も該当するものとする。

第6条（点検補助員）

受託者は、写真撮影、スケッチ等のためのロープ高所作業や機器による計測作業を行う場合、委託者の承諾を得た上で必要な資格や機器を有する者を点検補助員として配置することができる。

第7条（照査）

本業務における基本事項の照査は、「浜松市土木設計業務等照査要領」に基づき実施するものとする。また、同要領に基づき作成した資料は、「共通仕様書」第1103条5項に規定する照査報告に含めて提出するものとする。

1. 本業務の実施にあたっては、浜松市建設工事関連業務委託契約約款第11条及び「共通仕様書」第1103条に規定する照査技術者を配置しなければならない。
2. 当該業務の中で、照査技術者は管理技術者を兼務することはできない。

第8条（業務計画及び承認）

受託者は、本業務着手にあたり、契約締結後、業務計画書、着手届、業務従事責任者等届出書を浜松市に提出し、その承認を受けなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

第9条（検査）

受託者は、本業務完了と同時に完了届、納品書と共に成果品を納入し、委託者の検査を受けなければならない。なお、訂正を要する場合には、すみやかに訂正し、再検査を受けなければならない。

第10条（業務内容）

橋梁定期点検の業務内容は下記のとおりとする。

1. 計画準備

（1）業務計画書

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画及び安全管理計画について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

（2）実施計画書

受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をしたうえで実施計画書を作成し、監督員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。

- | | |
|------------|-----------------|
| ①業務内容 | ⑦仮設備計画 |
| ②対象橋梁位置図 | ⑧使用建設機械 |
| ③現地踏査の調査記録 | ⑨安全管理計画（交通規制含む） |
| ④業務実施方針 | ⑩環境対策 |
| ⑤実施体制 | ⑪連絡体制（緊急時含む。） |
| ⑥実施行程表 | |

実施体制については、必要な要件を満足する橋梁検査員・橋梁点検員・点検補助員等からなる適切な点検作業班を編成し、明記するものとする。

（3）部材番号図等の整備

受注者は、関連資料の収集及び点検時に必要となる部材番号図等の確認をする。確認の結果、必要に応じ部材番号図の修正（作成）を行うものとする。

（4）点検支援新技術の活用

受託者は、別紙「道路橋定期点検業務における新技術活用の特記仕様書」に基づき、新技術の活用を検討すること。

2. 現地踏査

（1）現地踏査の内容

受注者は、橋梁定期点検に先立ち点検対象橋梁における、橋梁の損傷（劣化等）程度を把握するほか、現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法等について現地の状況を調査記録するものとする。なお、架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により点検時に接近が困難なことなどが予想される場合や、橋梁の状況（排水桝あるいは支承周辺の土砂詰まり等）により点検作業等に支障がある場合には、監督員と協議するものとする。また、前回点検時の資料は必ず照査し、現地踏査の結果等により、内容に変更が生じた場合は、監督員と協議を行う。

(2) 緊急対応が必要な場合の報告

受注者は、現地踏査時に緊急対応が必要と判断される損傷等を発見した場合は、直ちに委託者に報告するものとする。

3. 関係機関協議との協議資料作成

受注者は、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。

4. 定期点検

点検は近接目視を原則とし、必要に応じて橋梁点検車又はリフト車等の近接手段を用いて点検を行うものとする。また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について監督員と協議するものとする。なお、橋梁に附属する標識、照明等については、基部のみを点検対象とし、附属物本体は点検対象外とする。

(1) 定期点検 (1) : 道路橋 (重点管理路線上の橋梁) の定期点検

道路橋 (重点管理路線上の橋梁) の定期点検の対象橋梁は、市点検要領、国点検要領及び国直轄要領に基づいて点検し、「近接目視等による確認」、「損傷状況の把握」、「損傷程度の評価」を行い、「構造区分別の性能の見立て」、「特定事象の有無の見立て」から総合的に「健全性の診断」を行う。「健全性の診断」は、道路橋の性能に関する技術的評価、道路橋毎の健全性の診断を行う。

(2) 定期点検 (2) : 道路橋 (その他の路線上の橋梁) の定期点検

道路橋 (その他の路線上の橋梁) の定期点検の対象橋梁は、市点検要領、国点検要領及び国直轄要領に基づいて点検し、「近接目視等による確認」、「損傷状況の把握」を行い、「構造区分別の性能の見立て」、「特定事象の有無の見立て」から総合的に「健全性の診断」を行う。「健全性の診断」は、道路橋の性能に関する技術的評価、道路橋毎の健全性の診断を行う。

(3) 橋梁利用者及び第三者被害予防措置

定期点検時、点検対象部材及び橋梁に附属する標識、照明等の附属物本体に橋梁利用者及び第三者被害が予想される損傷 (うき・はく離・ゆるみ・脱落等) を発見した場合は、市点検要領、国点検要領、国直轄要領及び「橋梁における第三者被害予防措置要領 (案) (平成 28 年 12 月 国土交通省道路局国道・防災課)」に準ずる措置を実施する。

1) 遠望目視及び非破壊検査

現地踏査時に対象を発見した場合、遠望目視により損傷状況を把握する。スクリーニングとして「非破壊検査 (赤外線サーモグラフィ法)」を採用する場合は、監督員と協議するものとする。

2) 打音検査及び橋梁利用者及び第三者被害予防措置

打音検査は所定の点検ハンマでコンクリート表面を叩いてその打音から損傷の有無を確定する。打音検査で、濁音が認められた箇所には、チョークでマーキングを行う。また、マーキングされた うき・剥離箇所に対して、所定の石刃ハンマでできる限り、その部分のコンクリートを叩き落とすものとする。なお、うき、剥離の範

囲が広い場合やP C桁等叩き落とすことによって構造の安全性が損なわれるおそれのある場合は、監督員と協議するものとする。

3) 橋梁利用者及び第三者被害予防措置の記録

第三者被害予防措置結果をもとに、橋梁利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式（その1）～（その3）を作成するものとする。

4) その他

予防措置時に緊急対応が必要と判断される損傷が発見された場合は、直ちに監督員に報告するものとする。

(4) 簡易な現地計測の実施

補修箇所や添架物等、既存資料とは異なっている場合は、簡易な現地計測を実施し、橋梁一般図等の修正を行う。

(5) 緊急対応が必要な場合の報告

点検時に緊急対応が必要と判断される損傷を発見した場合は、直ちに監督員に報告するものとする。また、損傷箇所、損傷状況等の資料を作成する。

(6) 清掃等の実施

支承周りの土砂等の堆積や排水ますの目詰まりが認められる場合は、清掃を実施する。

5. 報告書等作成

(1) 点検調書等作成

道路橋（重点管理路線上の橋梁）の定期点検の対象橋梁は、道路橋記録様式（様式1）（様式2）（様式3）及び、定期点検記録様式（その1）～（その11）及びデータ記録様式（その1）～（その4-2）、（その6）を作成する。道路橋（その他の路線上の橋梁）の定期点検の対象橋梁は、道路橋記録様式（様式1）（様式2）（様式3）及び損傷の要因、診断根拠、損傷箇所の位置把握を目的として、定期点検記録様式（その8）及びデータ記録様式（その3-1）（その3-2）を作成する。なお、道路橋記録様式、定期点検記録様式及びデータ記録様式は監督員から提供する浜松市道路施設データベースシステムによる取込ツールを使用し、取込用データを作成すること。

上記の他、橋梁の維持・補修等の計画立案の参考にするため、損傷の種類毎に修繕が必要な数量、修繕の方法及び修繕に必要な費用を整理した資料「点検結果一覧表（様式4:Excel形式）」を作成するものとする。なお、修繕の方法及び修繕に必要な費用算出における単価は、監督員と協議し決定すること。

(2) 現地計測に係る資料作成

簡易な現地計測を実施した場合は、調査結果を記入した橋梁一般図等を作成する。

(3) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、緊急的な措置が必要な損傷等が発見し、対応した場合は、対応の記録及び対応時に作成した資料を整理し、上記の報告書に追加すること。

(4) 電子データ作成

報告書、点検調書及び点検表記録様式の電子データを記録した DVD-R 等の電子媒体を作成する。点検調書及び点検記録様式は取込ツール及び取込ツールから作成した取込データを提出すること。なお、点検表記録様式のファイル名・シート名については定められた規則にしたがい命名すること。

第 11 条（打合せ協議）

打合せは、下記の区切りにおいて行うものとし、着手時、中間 2 回、業務完了時を基本とする。また、中間打合せ（点検終了時）において浜松市がホームページに公開している「確認項目一覧表（様式 5：Excel 形式）」を提出すること。

1) 業務着手時

業務計画書等を基に、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、橋梁点検に必要な資料等の貸与を行う。

2) 中間打合せ

現地踏査終了時及び現地での点検終了時等の区切りにおいて打合せを行う。応急対策が必要な場合には、打合せを追加する。

3) 業務完了時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

4) その他監督員が必要と認めた場合

第 12 条（成果品）

本業務における成果品は下記のとおりとする。

1. 報告書（A4 版）	1 部
2. 報告書の電子データ（DVD-R 等の電子媒体に記録）	2 部
3. 点検調書データ（DVD-R 等の電子媒体に記録）	2 部
4. 道路橋記録様式（様式 1）（様式 2）（様式 3）	2 部
5. 点検結果一覧表（様式 4：DVD-R 等の電子媒体に記録）	2 部

第 13 条（契約期間）

本業務で実施した道路橋の点検・診断結果は、令和 7 年 12 月までに委託者に提出すること。なお、その後の期間は庁内で開催する「道路施設点検・診断判定会議」による報告書の修正期間とする。ただし、河川管理者・鉄道管理者等との調整により点検期間が制約される（非出水期・集中工事等）橋梁においては、協議により上記期間の対象外とする。

第 14 条（疑義）

本業務実施にあたり、本仕様書、関係法令及び規則等に定めのない事項等に疑義が生じた場合は、委託者と受託者でその都度協議し、業務が円滑に進むよう努めるものとする。